

早川町宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、再配達削減による事業者の負担や環境負荷を軽減すること、日常生活の利便性を確保することを目的に、宅配ボックスを設置する町民に対し、予算の範囲内で早川町宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付に関しては早川町補助金等交付規則（平成27年早川町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、宅配ボックスとは、鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配物の受取を可能とした製品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る）であること
- (2) 購入品であること（リース・レンタル品及び自作のものを除く）
- (3) この要綱の適用日以降に購入されたものであること
- (4) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、宅配ボックスの購入費（運搬費、設置費、その他の宅配ボックス本体に係る購入経費以外の経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第7条の規定による申請日において町の住民基本台帳に記録され町内の戸建住宅若しくは集合住宅に居住する者又は町の家屋課税台帳に記録されている若しくは固定資産税が未課税の住宅については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証を交付された集合住宅の所有者若しくは管理者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住する戸建住宅又は集合住宅の専有地内に宅配ボックスを設置する者。この場合において、宅配ボックスを設置する住宅が自ら所有するものでないときは、所有者又は管理者の了承を得ていなければならない。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に町税の滞納がないこと

(3) 購入した宅配ボックスに対して他の補助金の交付を受けていないこと

(補助の制限)

第5条 補助金は、同一住宅の設置につき1台の宅配ボックスに限り交付するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宅配ボックスを購入した日の属する年度の3月31日までに、宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書(購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの)の写し

(2) 宅配ボックス設置前及び設置後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宅配ボックス購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振込みにより、補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、山梨県再配達削減推進事業費補助金交付要綱(令和6年8月22日付県生安第1425号山梨県知事通知)第10条の規定による期間を経過するまでは、町長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供させてはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、または担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、その効力を有する。

別表

補助率	区分	限度額
1 / 2 ※	個人使用目的	1 世帯当たり 1 万円
	共同使用目的	1 棟当たり 1 万円×総戸数又は購入した宅配ボックスの 扉数のいずれか少ない数

※宅配ボックスの購入費に 2 分の 1 を乗じて得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする